

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

渡嘉敷村地域包括支援センター

この「重要事項説明書」は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）業務の開始にあたり、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

当サービスの利用は、基本チェックリストによる基準該当者及び要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

法人名	渡嘉敷村役場
法人所在地	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
電話番号	098-987-2322
代表者氏名	渡嘉敷村長 新里 武広

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
介護保険指定事業所番号	4703900011
事業の目的	介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務
事業所の名称	渡嘉敷村地域包括支援センター
管理者の役職・氏名	センター長 新垣 立德
事業所の所在地	渡嘉敷村字渡嘉敷747番地
電話番号	098-896-4720

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	公正中立の立場から、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される介護予防・生活支援サービス等を含む地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

4. 営業日及び営業時間（窓口対応可能時間）

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 ただし、祝日、慰霊の日(6月23日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く
営業時間	8:30～17:15

5. 事業実施の地域

実施地域	渡嘉敷村全域
------	--------

6. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 所属する担当職員の人数・構成

職 種	常勤	職務内容
主任介護支援専門員	人	・介護予防支援業務 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・権利擁護業務 ・総合相談業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務
介護支援専門員	人	
社会福祉士	人	
保健師・看護師	2人	
事務職員	人	

7. 介護予防支援・介護ケアマネジメントの概要

(1) 内容及び利用料等

内容	1か月あたりの利用料
①介護予防サービス・支援計画書の作成	基本的に利用者の自己負担はありませんが、 保険料の滞納等により利用料が発生する場合があります。 ・介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費 4,420 円 ・初回加算 3,000 円 ・委託連携加算 3,000 円
②事業所との連絡調整	
③サービス実施状況の把握・評価	
④利用状況の把握	
⑤給付管理	
⑥要支援認定等に係る必要な援助	
⑦相談業務	

(2) 介護保険被保険者証について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無があった場合及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

(3) 介護認定の更新

利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新の申請が必要な場合は援助を行うものとします。

(4) 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3か月に1回となります。(テレビ電話装置その他の情報通信機器等を活用する場合、訪問が6か月に1回となる場合があります。)

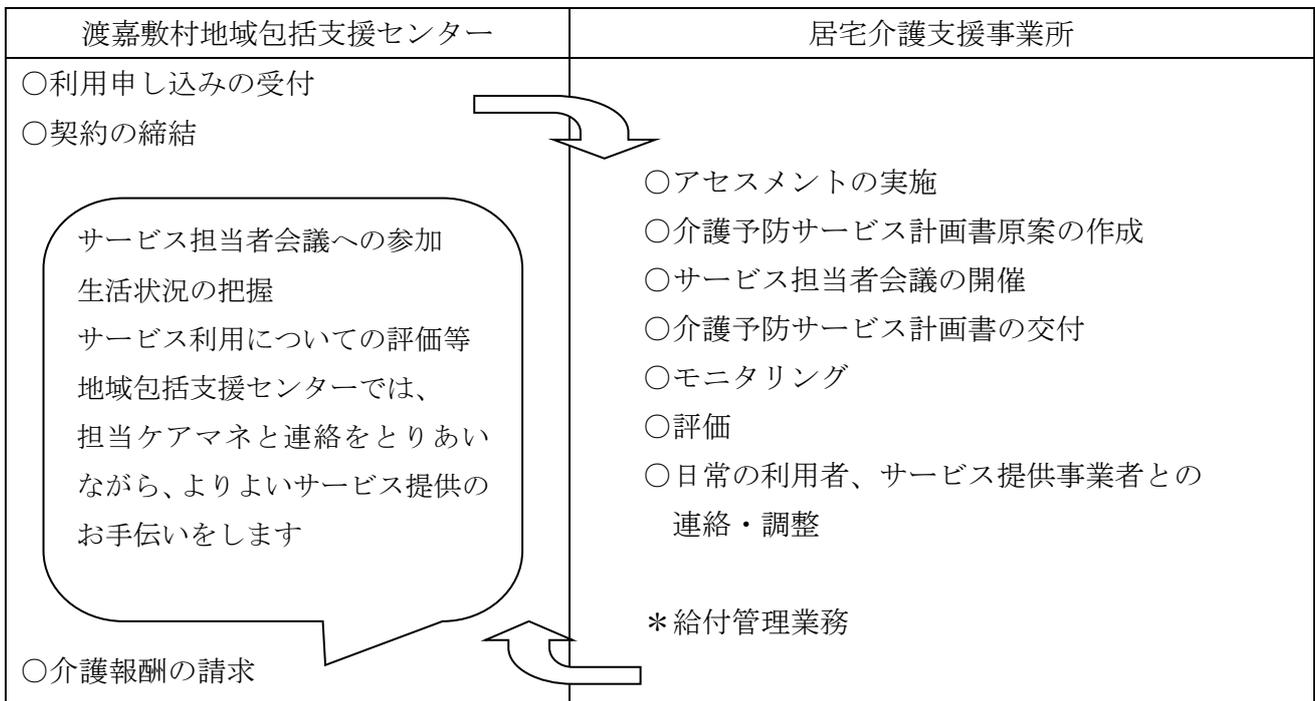
ただし、上記回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等の業務の遂行に不可欠と認められる場合には、利用者の居宅を訪問することがあります。

(5) 医療機関等との連絡

利用者が、病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当職員の名前や連絡先を伝えてください。

(6) 居宅介護支援事業所への委託

厚生労働省令に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。一部委託を行う場合は、下記のとおりとなります。



(7) 秘密の保持

担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。

8. 契約期間

(1) 介護予防支援に係る契約の期間

契約日の当月から要支援認定の有効期限満了の日までとします。また、要支援認定の有効期限が更新された場合は、契約期間も次期要支援認定の有効期限まで更新され、以後この例によるものとします。

(2) 介護予防ケアマネジメントに係る契約の期間

契約のこの日から1年間とします。また、有効期限満了日までに利用者からの意思表示のない場合は、この契約と同一の内容で自動的に延長されるものとし、以後この例によるものとします。

9. 契約の失効

(1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。

- ①利用者が被保険者の資格を喪失したとき。
- ②利用者が要介護認定又は非該当（自立）と認定されたとき。
- ③利用者が契約の解除を意思表示した場合で予告期間（30日）が満了したとき。
- ④事業所から契約の解除の意思表示がなされた場合で予告期間（30日）が満了したとき。
- ⑤入院又は入所等により、介護予防サービス等の利用の必要がなくなったとき。

10. 利用者の契約解約権

(1) 利用者は事業所に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとします。

(2) 利用者は事業所職員等が次のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

- ①事業所が正当な理由なく介護保険法等の関係法令及びこの契約に定める事項を遵守せずにサービスの提供及び業務を怠ったとき。
- ②事業所が守秘義務に違反したとき。
- ③事業所が破産その他の理由で事業を継続することが困難であろうという見通しが立ったとき。

11. 事業所の契約解除権

利用者及び利用者家族等の非協力などにより、事業所との信頼関係を損ねる行為があった場合で、かつ、利用者及び家族等の行為に対して、事業所が行った改善要求が受け入れられず、なお一向に改善の見込みが立たない場合には、この契約の目的を達成することが不可能であるとみなし、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

12. 虐待防止対策について

当事業所では、虐待等の早期発見ができるよう担当職員を置き、虐待等への迅速かつ適切な対応を行います。また、虐待を未然に防止する対策及び発生した場合の対策について、研修等を受講しています。

1.3. 業務継続計画（BCP）策定について

当事業所は、自然災害、感染症等のまん延等の発生により重要な事業の中断をさせない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順を示した計画を自然災害編、感染症編それぞれを策定し、定期的に訓練を行います。

1.4. 職員の就業環境が害されることを防止するための方針について

職場におけるハラスメント防止の為の方針を明確にし、相談窓口を置く等の取り組みを行い、職員への周知、啓発をします。

1.5. 事故発生時の対応

担当職員は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者及び渡嘉敷村役場へ報告します。

1.6. 苦情相談

(1) 苦情・相談窓口

	名称	電話番号	対応時間
事業所又は法人に設置された窓口	渡嘉敷村地域包括支援センター 渡嘉敷村役場 民生課	098-896-4720 098-987-2322	8：30～17：15 (土日祝日を除く)
外部に設置された窓口	沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係	098-911-7502	8：30～17：00 (土日祝日を除く)
国保連苦情相談対応窓口	沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談室	098-860-9026	8：30～17：00 (土日祝日を除く)

1.7. 第三者評価の実施

有	無
実施した直近の年月日（令和 年 月 日）	
実施した評価機関の名称（ ）	
評価結果の開示状況（ ）	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項について説明し、内容の同意を受け、文書の交付を行いました。

指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センター

説明者職氏名 職 種： 氏 名： ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項についての説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者住所 渡嘉敷村字 _____

利用者氏名 _____ ⑩

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ ⑩